

老人日常生活用具の給付制度

町民税非課税世帯のひとり暮らし高齢者などで、心身機能の低下により次の用具が必要と認められる方を対象に給付を行っています。

給付には事前の申請が必要です。

● 用具と基準額

- ・ 火災報知器（取り付け費は除く）／4,000円
- ・ 電磁調理器（卓上式のもの）／2万円
- ・ 自動消火器／3万900円

問 金屋庁舎長寿支援課

介護サービスに関する事業のご紹介

● 高齢者福祉通院外出事業

介護保険法に規定する介護保険の認定（要介護1以上）を受けられているおおむね65歳以上の方で、車椅子やストレッチャーなどを使用しなければ移動が困難な方に、医療機関への通院の支援を行う事業です。

この支援を受けるには、町に申請し「外出事業利用者証」の交付を受ける必要があります。また、利用には利用料がかかります。

● 高齢者介護手当支援事業

町内に住所を有する年齢65歳以上の方で、介護保険法に規定する要介護3・4・5と認定された方（特別障害者手当の支給を受けることができる方は除く）を、在宅で介護している介護者（町内に住所を有する）に対して、月2,000円の手当てを支給する事業です。

なお、この事業には申請が必要です。

● 老人紙おむつ支給事業

介護保険法に規定する要介護1以上と認定され、常時失禁状態の方で、在宅で介護を受けられている方に紙おむつ購入費を助成する事業です。

この事業には申請が必要で、支給要件（所得要件など）があります。

問 金屋庁舎長寿支援課

ひとり暮らし老人などあんしんシステム（緊急通報装置）貸与

介護認定を受けているひとり暮らしの高齢者の方、ひとり暮らしの重度身体障害者の方、またはひとり暮らしの突発的な症状で生命に危険のある持病をお持ちの方を対象に、緊急通報装置の貸与を行っています。

なお、町内の同一区域内に子どもが居住している場合は、貸与できません。

● 貸与費用

- ・ 設置工事費／1,534円（設置時）
- ・ 電池代／400円（2年に1回）

問 金屋庁舎長寿支援課

生きがい活動支援通所事業

65歳以上のひとり暮らし高齢者

（介護保険法に規定する要支援・要介護と認定された方は除く）などで、家に閉じこもりがちな方を対象に、有田川町公共施設で、娯楽・機能訓練などのサービスを行う事業があります。

なお、この事業には利用料が必要です。

問 金屋庁舎長寿支援課

後期高齢者医療制度にご加入の皆さまへ後期高齢者医療の健康診査

生活習慣病の早期発見のため、健康診査を受けましょう。

対象の方には、5月下旬に受診券を直接お送りします（受診券発行の申し込みをする必要はありません）。

● 検査項目

- ・ 基本項目／問診、計測（身長、体重、BMI）、血圧測定、診察、血液検

査（脂質、肝機能、代謝）、尿検査
・ 医師が必要と判断した方への追加項目／貧血検査、心電図検査、眼底検査

● 実施期間／6月1日～平成29年2月28日

● 自己負担／600円

※有田川町では、申請により自己負担金を助成しています。

申請には領収書・印鑑・振込先が必要で、吉備庁舎住民課・金屋庁舎健康推進課・清水行政局住民福祉室で受け付けています。（詳しくは金屋庁舎健康推進課まで）

● 持ち物／保険証、受診券、受診票（問診票）

● 実施場所／受診券に同封する一覧表に記載された医療機関

● その他

・すでに同様の検査を受けている場合は、受ける必要はありません。
・生活習慣病の治療などで定期的に医療機関を受診している方は、主治医に相談してください。

問 和歌山県後期高齢者医療広域連合

☎073・428・6688